

令和6年3月教育委員会定例会議事録

1 日時 令和6年3月21日(木) 午後3時から

2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室

3 出席 教育長(廣田隆延)

教育委員会委員(下古谷博司、松嶋康博、笠井智佳、服部直美)

4 議場に出席した職員

教育委員会事務局教育次長(伊川歩)、教育委員会事務局参事(三浦洋子)、参事兼教育総務課長(鈴木明)、参事兼教育政策課長(小林佐織)、学校教育課長(藤見忠)、参事兼教育指導課長(西村佳代子)、教育支援課長(津田由美子)、参事兼地域協働課長(小野秀哉)、参事兼文化振興課長(中川勝規)、文化財課長(大窪隆仁)、書記(木葉健介)、書記(久住孝大)

5 議事

- | | |
|------------------------------------|---------|
| (1) 鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任免について | (教育総務課) |
| (2) 鈴鹿市教育振興基本計画について | (教育総務課) |
| (3) 鈴鹿市教育委員会庁内委員会規則の一部改正について | (学校教育課) |
| (4) 鈴鹿市適応指導教室設置条例施行規則の一部改正について | (教育支援課) |
| (5) 鈴鹿市教育委員会文書管理規程の一部改正について | (教育支援課) |
| (6) 鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正について | (教育支援課) |
| (7) 鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について | (教育総務課) |
| (8) 鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部改正について | (教育総務課) |
| (9) 財産の取得について(小学校教師用指導書) | (教育指導課) |
| (10) 財産の取得について(追認)(小学校教師用教科書及び指導書) | (教育指導課) |
| (11) 財産の取得について(追認)(小学校教師用指導書) | (教育指導課) |
| (12) 鈴鹿市立公民館長等の任命について | (地域協働課) |
| (13) 文化財の指定について | (文化財課) |

6 報告事項

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 学校再編準備委員会について | (教育政策課) |
| (2) 令和7年鈴鹿市二十歳のつどいについて | (文化振興課) |
| (3) 鈴鹿市文化財保存活用地域計画(素案)について | (文化財課) |

7 その他

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 令和6年4月教育委員会定例会の開催について | (教育総務課) |
|---------------------------|---------|

8 傍聴人 1名

(教育長) 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和6年3月教育委員会定例会を開催します。

本日の議事録署名委員は、笠井委員にお願いいたします。

(教育長) それでは、議事に入ります。議案第2114号「鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任免について」でございますが、この議案は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づきまして、会議を非公開にしたいと存じます。議案第2114号の会議を非公開とすることに、御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) それでは、御異議がございませんので、全会一致で非公開とすることにいたします。私と委員の皆さん、書記以外の方は、御退席をお願いいたします。

《教育長・委員・書記（木葉）以外は退席》

議案第2114号「鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任免について」
審議承認

《会議関係者再入室》

(教育長) お待たせいたしました。先ほど審議いたしました議案第2114号「鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任免について」は、原案のとおり承認されました。

それでは、次に、議案第2115号「鈴鹿市教育振興基本計画について」をお諮りします。

(書記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市教育振興基本計画を定めるについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第1号の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第2115号「鈴鹿市教育振興基本計画」について説明させていただきます。次期教育振興基本計画につきましては、前回の令和6年2月教育委員会臨時会におきまして議決をいただきましたが、その際、「基本事業1－4 読書活動」に係る指標につきまして、3月の教育委員会定例会におきまして、再度、説明申し上げることとなっております。また、その後、庁内会議に付議しましたところ、構成員の皆様から複数の御意見をいただきましたことから、その点を修正し、本日、再度、教育委員の皆様にご審議いただこうとするものでございます。それでは差し当たりまして、前回、御指摘のありました「基本事業1－4 読書活動」に係る指標についま

して、説明申し上げます。別冊の「鈴鹿市教育振興基本計画」の 33 ページを御覧ください。前回の 2 月臨時会時におきましては、指標の現状値、目標値は一本化されており、それぞれ 65.4%、68.0%と表記しておりました。しかしながら、昨年度、2022 年度の実績値が 68.6%であったことから目標値の説明に疑義が出ておりました。これを受けまして検討した結果、分かりやすさの観点や小学校と中学校の現状値に大きな差がありますことから、小学校分と中学校分を分けて表記することとしました。具体的には、本冊 33 ページ記載のとおり「現状値」小学校 69.7% 中学校 61.1%、「目標値」小学校 71.0%、中学校 65.0%と表記させていただきました。

次に、庁内会議での意見についてでございます。「鈴鹿市教育振興基本計画」の本冊とともに「参考資料 1」を御覧ください。「参考資料 1」は毎月 5 日に開催された行政経営会議での意見とその対応に係る一覧でございます。順に説明いたします。まず、No. 1 でございます。意見の内容といたしましては、「「DX を活用する」とあるが、ICT 技術を活用して DX を進めることになるので、「DX を推進する」とするか「デジタル技術（ICT）を活用する」に修正した方がよいのではないか。下段の注釈とも整合性がないのではないか。」との御指摘を受けましたので、本冊 5 ページ、11 ページのとおり修正しております。

次に、No. 2 でございます。意見としては、前回の教育振興基本計画策定の際に、予算を投資することによって達成できる指標は馴染まないことから、変更した経緯があります。53 ページの「基本事業 5－2 施設等の環境整備」においては、空調設備の設置箇所数を指標としていることから「割合」に変更するなど検討してはいかかとの内容でした。また同時に、学校再編による目標値の変化について御指摘を受けております。このことから、同基本事業の指標を「割合」に変更しております。

続きまして、No. 3 でございますが、55 ページの非認知能力に係る指標につきまして、その目標値を各指標の 10%未満としていたところ、現状値のうち、社会性だけが 1.80%と極めて低く、既に目標を大幅に達成していることから、指標としての適性を問われました。このことから、指標から社会性を除くこととしました。最後に No. 4 でございます。当該意見は本冊についていただいたものではなく、意見公募等に係る対応についていただいた意見でございます。内容としましては、意見公募における意見・対応一覧表及び臨時会での意見・対応一覧の「対応」の中で「第 4 次鈴鹿市子ども読書活動推進計画」の記述があるが、意見公募の対応を公表する段階では、第 4 次計画は策定中であることから、記述すべきではないのではないか。との意見でした。このことから、参考資料 2－1、2－2 のとおり該当部分の記述を削除させていただいております。以上が修正箇所となります。本日、御承認いただくことができましたら、再度、庁内会議に付議するとともに、3 月下旬に市ウェブサイトで公表してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく、御審議いただきますようお願いいたします。

（教育長）ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

（松嶋委員）参考資料 1 の No. 3 についてですが、冊子ですと 55 ページで、社会性のパーセンテージが 1.8%と極めて低い状態であることから、指標から外したということですか

が、そもそもこの非認知能力のところについては、4つの項目があるということを明示したなかで、それぞれが大切な項目ですので、目標値や指標を絶えず見える、そして、経緯を見ていくことが必要であると思います。そういったときに、1.80%で低いからといって、指標から外してしまう事自体がどうなのかと感ずるところがあります。ですので、社会性というところにおいても、中身を確認していただき決めて貰えば良いと思います。1.80%であったから2%にすると、前回よりも悪い目標値を設定するのはいかなものかという議論が再発する懸念もあります。では、母数に対して0.2%の違いが、人数に換算してどれくらいの割合になるのかということを考慮した上で、パーセンテージというものは、分母により左右されるものであり、仮に同じ1.8%であっても、分母が多い年度と、少ない年度では、1.8%の人の数は違うので、この1.8%と極端に低いところから、3%や5%に設定をしたとしても、その時の母数によって変わってくるため、一概に悪化したと単純に捉えることはできない背景がありますので、できる事ならば、経年の変化を追える形を取るためにも、社会性においても、何らかの目標値の設定をしたほうがよいのではないかと感じた次第です。

(教育委員会事務局参事) そういったことも踏まえて、色々と検討しているのですが、1.8%よりも低い目標値ということになりますと、実現するのがなかなか難しいところであることと、アンケートでも誤差の範囲内となってしまう点を危惧しています。ただ、委員の御指摘はごもっともでありまして、学校では必ず4項目のアンケートを取り、全ての項目について公表をしていきます。そういったところでは、社会性を大切にしたい取組が学校では展開されるものと思っております。

(松嶋委員) 設定をしづらいことは重々分かります。ただ、仮に社会性を除いた状態で、1年を経過して、その時のアンケート結果で社会性が10.5%であったとした時に、1年前に社会性の目標値を示していなかったから増えたのではないかと、という議論になることの方がつまらないなと私は思います。だから、難しいと思いますし、確かに1.8%は、数人の回答で、誤差レベルで発生してしまう可能性もありますが、非認知能力のこの4つの項目は、絶えず見える状態で、この要素である「やりぬく力」、「自制心」、「自己肯定感」、「社会性」の4つを鈴鹿市として注目しているということを、改めてこれは学校関係内にも明示する上でも、この数値設定が必要であると思います。昨年度と同程度というような表現も、この社会性に関してはいいのではないかと思います。少し検討していただけたらというに思います。

(教育次長) こちらの指標については、行政経営会議の中でも議論がありまして、やはりもうすでに10%を大きく達成しているというところで、個別で社会性の目標を立てるのか、または、指標から除くという発想もあり、色々な御意見の中で今回、我々としては、社会性の1.8%に見える化はしてきますが、目標値から外したというのが経緯です。例えば今おっしゃられたように2%や1.5%であったり、目標値を試行的にスタートした「鈴鹿版非認知能力アンケート」をもとに、見える化、指標化をしていくというところに、他の項目も含めて、来年度も大きく数字が変化する可能性は十分考えられますが、委員の

御意見の中でこの社会性という4つの項目の1つを逃さず、目標を持つべきとなれば、我々にもその考えはありますが、一旦は、今日提案させていただいた段階は、シンプルに社会性の見える化はしますけど、目標値を持つにはもう既に、それ相応の数値が社会性としてはできあがっていると見たのですが、いかがでしょうかという話になるのですけれども。

(下古谷委員) 別の視点からですが、指標から1つを除くとなったときに、鈴鹿市として4つの要素を選んでいる。4つは重要なのはよく分かりますが、指標が達成されているのであれば、社会性は除いてもいいのではないかなという意見が保護者等から出るのではないかと少し感じました。4要素は重要ですが、1.8%も達成できているのだから、これから鈴鹿市が取り組んでいく中から、社会性は除いてもいいのかなという意見も出るのかなと思いました。私も松蔭委員と一緒に、除くのではなくて、目標の記述はあった方がいいと思っています。もう1点ですが、今後、やりぬく力、自制心についても、そのパーセンテージ表記が下2桁までとなっていますが、これには何か意味がありますか。他の場所は、ほとんどが1桁であり、有効数字的に考えて下2桁が本当に必要なのかというのが少し気になっているところです。それともう1点ですが、この非認知能力アンケートが子どもたちに対してやっており、基本、自己評価ですが、これと同じようなことを、教員側にはしているのですか。もし、教員側の方にはしているのであれば、教員側目線でのアンケートではこうであるというのが違ってくるのであれば、指標を子どもたち、教員、総合的にして、こうであるみたいな形で、社会性も、教員目線で見た時に、本当にここまで1.8%にまで低く抑えられているのだろうかという疑問を持っています。色々な考え方がございます。今は子どもたちのアンケートを指標としてやろうということわかりますが、指標から除いてしまうということは、何かそのところに重要な4つの要素というのが、特に、社会性が薄れてしまうような気がして、少し違和感を持っています。

(教育委員会事務局参事) まず、下2桁にしたことについて、こちらは、数値の大きな変動が見込めないことが考えられまして、できる限り結果が分かるようにという意味で、下2桁まで取ってみました。ただ、委員がおっしゃるとおり、他のところと違うということは否めませんが、意図としては今申し上げたとおりです。次に、教員側にアンケートをしているのかというのは、教員が一人ひとりの子どもに対して評価するという事なのか、あるいは、教員がざっくりと全体を見て評価をするのかで、どちらになるかでも少し違うと思うのですが、おそらく、いろんな子どもたちがいる中で、ざっくり集団として、これらの力を評価するのは、教員としてはなかなか難しいであろうと感じております。逆に、子ども一人ひとりを見て、これらの力を見取るということは、それが正確ではないにしても、教員の見取りとしてはあり得ると思います。そちらについては、初期の段階で検討したこともございましたが、一人ひとりを、この4項目について評価するとなりますと、どうしても、教員側の負担がかなり大きいものになってしまうということがありましたので、この時点では現実的ではないと思い、子どもだけの自己評価にしたという経緯がございます。最初の御意見については、繰り返しになりますので、説明

としては省略させていただきます。

(下古谷委員) 一人ひとりの評価はやり易いけれども、全体としての評価が難しいということですね。

(教育委員会事務局参事) そうですね。より正確性が薄れるといえますか、はい。

(下古谷委員) 教員に対するアンケートは取られてないということですよね。

(教育委員会事務局参事) それは取ってはおりません。

(下古谷委員) どういう子ども達を育てていくのかという視点からいくと、今言われたように、一人ひとりの子どもたちに対してこうやっているというデータ分析が一番望まれるのですけれども、それが大変であるので、学年単位とか、集団での評価というのがまず入ってくるところが一般的には多いです。今の説明で、一人ひとりの方がやり易いというのであれば、本当に細かいところまでできてしまうので、できるのであればそれは素晴らしいなと思いました。私は、課題で一人ひとりの子どもたちを見ていくというのが、逆に言うとすごい負担になるので、全体集合体として評価をまずして、それをさらに先へ進めていくので、個々人というふうな形でというように認識をしています。先生方も例えば、1年生については、どうでしょう。2年生についてはどうでしょうみたいな感じで、集団としての評価のアンケートを取っていったときに、その一人ひとりよりは、楽なのではないかと思いますが、それはまた、いろいろと検討していただければと思います。

(教育委員会事務局参事) まだ、取組自体がスタートしていくため、試行錯誤の中で、次年度から取り組んでいくものになりますので、先ほどお話いただいたことについては、次年度以降、御意見を参考に検討してまいりたいと思います。

(笠井委員) 55 ページのアンケートの実施にあたり、小学校4年生以上の児童生徒が対象ということで、小学校4年、5年、6年生、中学校1年、2年、3年生ということでよろしいですね。そうすると、6学年の平均値がここに出てきて、データとして蓄積されますので、例えば、小学校4年、5年、6年生、中学校1年、2年、3年生にわたって鈴鹿市におられる場合は、同一人物の6年間の推移がデータとして残ることになります。そうすると、これからいろいろなデータが取れると思うのですが、例えば、同じ個人でも年齢を経っていくにあたり、例えば、ちょっと恥ずかしい気持ちが出てきて、自己に対する評価が落ちてくる。同じ特性の子ですごくいい子でも、そこの自分に対する見方が変わってくるとか、そういうこともデータとして追えるということだと思いますので、これからこのデータの活用がすごく楽しみであり、いろんな意味で良い活用ができるのかなと思いました。

(教育長) 色々と御意見をいただいて、最終的に教育委員会の意見として、もう一度、事務局の方で検討した結果を前もって報告することはできますか。

(教育次長) 一番の争点となっているのは、社会性の指標を置くか、置かないかというところで、こちらとしても、どうしても置きたくないとか、置かないという明確な理由ではないので、置くにしても、やはりもう目標値を仮に1.5%とか1.7%として、本当にわずかな誤差で1年経てば大きく数字が動く、そういう懸念される部分もありますが、数字を置きながら、公表しながら目標値を置いていくところに否定はありませんので、どうしましょうという話もあったのですけど。教育委員会として目標値を入れましょうというお話であれば、設定をさせていただくという考えももちろんあるのですけども、ただ、目標値がこの数字が妥当であるのかというのは、社会性だけが、他の3項目とは離れた数字です。

(松嶋委員) 全国に先駆けて、率先して鈴鹿市として取り組もうとされていることですね。ある意味、その何が、どの数値が、どんな数字が、どの範囲であればそれが適切かどうかは、誰にも分からない、そういうものであると、今現時点では思います。そのため、数字を置くのに、どうしても目標値という表現で数字を置いてしまうと、そこにノルマ感みたいなのところがつきまとうというのが、慣習的にあるのかなと答弁を聞いていて感じるころがありましたので、目標値というこの言葉自体が、私はあまりふさわしくないのではないかと感じています。例えば、4年、5年と経過した中で、大体その5年間の平均値、それからそれに対して、どんな取組をしてそれを5%減らしていこうとか、施策とともに数字、目標を持っていこうって決めたときに目標値とおけば、それはしっくりくるのですけれども、今本当にやり始めたばかりで適正なところがどこなのか、まだ掴めない状態であると思いますので、その目標値という表現を変えられてですね、ただ、項目として抜けてしまうと、教職員の皆さんが見たときにも、社会性というのは、去年も数字が良かったので、特にそこには注目しないでいいかなというような認識ができてしまうことの方が、私はマイナスではないかなというふうに思います。何かこの目標値という表現を、何とか違う表現で置けると納まるのかなと感じました。

(教育次長) 行政の計画は、統一して現状値、目標値という形になっておりますので、教育の計画だけ目標値と違って、めざすなにかとか、あるべき姿というのと一緒に、ぼんやりとしたような部分に置き換えるのは、難しいところもあります。ただ、先も見えない、スタートしたばかりという部分もありますので、なおさらそういうところの読めない部分ありますけど、4つの項目をしっかりと押さえていくという意味では、社会性の目標値を置かせていただいて、どういった数字を置くかは、もう1回、持ち帰りますけれども、4つの指標を除くのではなくて、それぞれ数字を置きながら経年変化を見ていくと、そのような形で整理するようにさせていただきたいと思います。

(下古谷委員) 参考までに、世界的に見たときに、例えばアメリカやイギリスではこの4つの能力は何%だとか、そういうデータはないのですか。私はそういったデータを見てい

ないのですけれども、この社会性というのは日本の教育、しつけというか、下からの幼児教育から始まって、外から見たときに、日本人がすばらしいと言われる1つの項目の中で、これだけ低い値、要するに90%以上が達成されているというのは、それだけ立派な教育を日本がしてきたという裏付けがあるのかなと思っているのですが、世界的に見たときに、データ比較できるようなものはないですか。

(教育委員会事務局参事) このアンケートのように社会性等の4つの項目で計っているものは、おそらく無いとは思いますが、そうではない社会性も違うアンケート項目のものであれば、もしかすると探せば見つかるのかもしれない。

(下古谷委員) 類似したものがあると、比べてみると非常にいいと思います。そして、日本の教育が良く評価できるようなところも見えてくるかなという気がします。

(教育委員会事務局参事) 探してみたいと思います。

(下古谷委員) 53 ページ、空調設備の指標について、空調設備を設置した屋内運動場箇所割合という形で、割合というのをつけて表現を訂正させていただきたいということなのですが、ここのところが読んだときに、指標の文章に少し違和感を感じました。屋内運動場に空調設備を設置した学校の割合という表現の方が、スッと入ってくるような気がするのですが、いかがでしょうか。

(教育次長) 当初、学校というよりは割合の方で、行政経営会議にて意見がありましたので、そちらの方で目線を置いていましたけれど、全体の文章としてももう少しわかりやすい、今おっしゃられたような表現に修正を加えさせていただきたいと思います。

(下古谷委員) 基本、小中の屋内運動場は、1カ所でしょうか。複数あるところはないのでしょうか

(参事兼教育政策課長) 武道場という形ではございますが、屋内運動場としては1カ所です。

(服部委員) 読書活動のところで、御検討いただきましてありがとうございます。数値の方も、小学校と中学校と分けていただいて、現状値から目標値へというところも、数値的にも非常にわかりやすくしていただいて本当にありがとうございます。読書は、学力向上や非認知能力の育成にも大きく関わってくると考えておりますので、これからも目標値を目指して、教育指導課を中心に引き続き、取組をよろしくお願いします。

(教育長) 最終的に3月末に公表していくということもございまして、本日言っていた御意見やお気持ちを可能な限り汲み取った上で、行政経営会議の方で諮るということで、その内容については、完成したものをお配りするという事で御理解をいただいて

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りします。議案第 2115 号「鈴鹿市教育振興基本計画について」を原案のとおりではございませんが、訂正したものを承認いただくことに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2115 号を承認いたします。

それでは、次に、議案第 2116 号「鈴鹿市教育委員会庁内委員会規則の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市教育委員会庁内委員会規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出いたします。

(学校教育課長) それでは私からは、議案第 2116 号「鈴鹿市教育委員会庁内委員会規則の一部改正」につきまして、説明申し上げます。7 ページを御覧ください。奨学金制度終了に伴い、奨学金の給付について、必要な事項を調整、審査し、適正かつ円滑な運営を図るために設置しておりました天野奨学金運営委員会を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2116 号「鈴鹿市教育委員会庁内委員会規則の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2116 号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案 2117 号「鈴鹿市適応指導教室設置条例施行規則の一部改正について」、議案第 2118 号「鈴鹿市教育委員会文書管理規程の一部改正について」、議案第 2119 号「鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正について」につきましては、組織名称の変更等に関する所要の整備でございますので、一括してお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「鈴鹿市適応指導教室設置条例施行規則」、「鈴鹿市教育委員会文書管理規程」並びに「鈴鹿市教育長所管事務決裁規程」の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第2号の規定により、この議案を提出いたします。

(教育支援課長) それでは、私からは、議案第2117号「鈴鹿市適応指導教室設置条例施行規則の一部改正」、議案第2118号「鈴鹿市教育委員会文書管理規程の一部改正」及び議案第2119号「鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正」につきまして一括して説明申し上げます。9ページから24ページを御覧ください。先の鈴鹿市議会、令和5年12月定例議会におきまして、「鈴鹿市適応指導教室設置条例の一部改正」が可決されたことに伴い、関係例規における「鈴鹿市適応指導教室」の名称を「鈴鹿市教育支援センター」に変更するため、所要の整備を行おうとするものでございます。なお、「鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正」におきましては、先の議案で御承認いただきました天野奨学金廃止に伴う規定の削除を含めて改正を行おうとするものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2117号「鈴鹿市適応指導教室設置条例施行規則の一部改正について」、議案第2118号「鈴鹿市教育委員会文書管理規程の一部改正について」、議案第2119号「鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2117号から第2119号までを原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案2120号「鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則」の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第2号の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第2120号「鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部改正」につきまして、説明申し上げます。26、27ページを御覧ください。本議案につきましては、先の議案で御承認いただきました「鈴鹿市適応指導教室設置条例施行規則」の一部改正に伴う名称変更等の所要の整備を行おうとするもののほか、改正前の第7

条の表、教育総務課の主な分掌事務の第 18 号「学校給食協会に関する事」の規定の削除を行おうとするものでございます。令和 4 年 9 月からの給食費の公会計化に伴い、これまで学校給食協会が私会計で担ってきた食材選定や食材調達は、令和 5 年度以降、全て市の責任で公費により行うこととなりました。その結果、協会はその役割を終えたので、令和 5 年 7 月 3 日の総会の場で協会を解散する議案を議決しております。これに伴い、これまで、協会の事務については、教育委員会事務局の給食担当課が担ってきておりましたが、その必要が無くなりましたので、当該事務を削除する改正を行おうとするものでございます。なお、本一部改正規則の施行日は、令和 6 年 4 月 1 日からとしております。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案 2120 号「鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2120 号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案 2121 号「鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱」の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、私からは議案第 2121 号「鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部改正」につきまして、説明申し上げます。30、31 ページを御覧ください。本一部改正につきましては、改正前の別表の 8 の項「鈴鹿市学校給食地産地消推進事業者奨励金」及び 9 の項「鈴鹿市学校給食協会支援金」の削除をお願いするものでございます。削除の理由でございますが、本奨励金及び支援金は、いずれも、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う学校の臨時休業に伴い、給食も休止になったことから、給食物資の供給事業者や、当時、給食物資を調達していた鈴鹿市学校給食協会に対する支援を目的に令和 2 年度に制度化したものでございます。令和 5 年 5 月 8 日以降、新型コロナウイルスにつきましては、感染症法上の位置付けが変更されたことから、いずれの補助金もその役割を終えたので、改正を行おうとするものでございます。なお、本一部改正要綱の施行日は、令和 6 年 4 月 1 日からとしております。説明は以上でございます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案 2121 号「鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2121 号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案第 2122 号「財産の取得について(小学校教師用指導書)」、議案第 2123 号「財産の取得について(追認)(小学校教師用教科書及び指導書)」、議案第 2124 号「財産の取得について(追認)(小学校教師用指導書)」につきましては、小学校教師用教材の購入に関する財産の取得についての内容でございますので、一括してお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた、「小学校教師用指導書を取得する」及び「小学校教師用教科書又は指導書を取得したことの追認」について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼教育指導課長) それでは、私からは、議案第 2122 号から第 2124 号の「財産の取得」につきましてですが、まず、議案を提出いたしました経緯について説明申し上げます。地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定によりますと、予定価格 2,000 万円以上の動産等を取得する場合、議会の議決に付さなければならないとされております。現在、購入の準備を進めております「小学校 教師用指導書」につきましては、従前から「消耗品」として取り扱っております。「消耗品」につきましては、単価が少額で、かつ、短期で消費することが多いことから、「議会の議決に付すべき財産」には該当しない、と認識し、これまで、議会の議決を経ずに、取得しておりました。本年 4 月に更新するに当たり、その準備の中で、念のため「消耗品」の考え方を精査しましたところ、「消耗品」につきましては、「議会の議決に付すべき財産」に含めるべき、との見解に至りました。このことを受けまして、令和 6 年度に取得予定の 1 件の承認、また、過去 2 件につきまして追認の承認をお願いするものでございます。今回の件につきましては、「消耗品」の考え方に関する見解の相違に起因するものでございますが、事務局といたしましても、今後の再発防止に向けてチェック体制等を見直し、強化し、適正な事務執行に努めてまいります。それでは、議案について、説明申し上げます。32 ページ、議案第 2122 号を御覧ください

い。この度、取得金額 4,030 万 5,210 円で、株式会社 別所書店から取得しようとする財産は、「小学校 教師用指導書」でございます。小学校の「教科用図書」が令和 6 年度に改訂されるに伴い、指導書も更新しようとするものでございます。なお、取得する財産の明細につきましては、説明資料にお示ししたとおりでございます。

続いて、37 ページ、議案第 2123 号の平成 27 年 4 月 1 日に契約しました「小学校教師用教科書及び指導書」と、43 ページ、議案第 2124 号の令和 2 年 4 月 2 日に契約しました「小学校教師用指導書」でございます。いずれも、教科書改訂の際に、指導書等の更新をしたものでございます。以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 教科書の数量が年度によって変わるのはどういう意味があるのでしょうか。

(参事兼教育指導課長) 33 ページを御覧ください。数量ですけれども、指導書等は、教師 1 人に 1 冊が配布される場合と、それらがセットで、学年ごとに 1 セットをお渡しするものとあります。そのため、この数量 20 というのは、学年ごとに渡すものであり、学校数となります。指導書については、鈴鹿市の場合は、取次店が 3 社に分かれおり、それぞれ分担してするものであります。

(教育次長) 契約をさせていただいている別所書店が、市内全部の学校を管轄していませんので、例えば 10 校分の教師用、学年編成分というような形ですので、この契約が市内全ての小学校、中学校を網羅していません。議会の議決を経る 2,000 万円以上の分としての契約相手が別所書店ですので、他にも本市の場合は取次が 2 社ありますので、合計 3 社なのですけれども、そこをすべてまとめると市内全域になります。ここでは、別所書店が取扱う学級編成分、学校数分ということで御理解いただければと思います。

(参事兼教育指導課長) 令和 6 年度の場合ですと、別所書店の方が、担当が 20 校、その他として 5 校、教育委員会を入れると 6 校というように分かれています。

(笠井委員) 値段が上がってしまいましたので、デジタル教科書などで、数量がコンパクトになり、単価の上昇に伴って、予定価格が上がっているのではないかと思います。質問させていただきました。

(松蔭委員) ルールについては、また見直していくような形になるのでしょうか。というのも、今は 1 社から購入するのが 2,000 万円を超えた場合というのが、ルールづけだと思うのですが、これを目的から見たときには、この小学校教師用指導書という 1 つの備品というのか、教材ですよね。それらは、10 欠けても 30 欠けても成り立たないので、1 つの小学校教師用指導書というくくりで、合算した金額で 1 つ、それで初めて効果を発揮するものであるのです。そこに分ける必要性というのはあまり感じられません。会社と

いう企業の観点からすると、例えば稟議書を上げる時にも、1つの部署で何か物を買うとして、そこだけあげたら、稟議書を上げない金額で済むけれども、いくつかの施設で共通して使うものを購入したとなると、場所は違うが、1つの使用目的の方で購入した分を合計すると金額が超えるので、まとめたの稟議書を上げましょう、というそういう観点ですので、だから、業者ごとで金額をクリアするかどうかという目線であると、不十分であるような印象を受けてしまいます。先ほどの32ページの議案書で言うと、その他5校分は入っていないわけですね。ただ、そのあたりは今までのルール、歴史背景というものもあるとは思いますが、何かそういうところが整理されるといいのかなと感じましたので、御検討いただければと思います。

(参事兼教育指導課長) 指導書につきましては、文科省から県の特約供給所というところが、命を受けまして、県全体のバランスを取り、鈴鹿市はどの業者が、どこの学校を取次するかということが決まっております。それで、今のところは3社でどの学校かということが決まっておりますので、それに合わせて取次店と契約していくというシステムになっております。

(松蔭委員) そのことは、それでいいと思います。ただ、グロスで小学校教師用指導書は、一体いくつあって、総額いくらであったのかというのが、議会で上がってくるのを見ると4,000万円できていると捉えられるじゃないですか。しかし、実際にはその他5校分があるわけですね。だから、4,300万になっているかもしれないというのは、この段階では分からないわけですので、どこか不十分なところがあると思います。

(教育次長) 全体では3社合わせると6,000万円強であったと思います。手元の資料では、全体の3社を見据えた学校別の金額という資料もございますので、それについては、後程、参考に御覧いただければと思います。議会の資料としては、他社の契約を除いた形で説明をするようになっていきますので、今回、このような形で別所書店のみの内訳とさせていただきますけれども、全体像のものはございますので、後程、御覧いただければと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2122号「財産の取得について（小学校教師用指導書）」、議案第2123号「財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書及び指導書）」、議案第2124号「財産の取得について（追認）（小学校教師用指導書）」についてを原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2122号から第2124号までを原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案第2125号「鈴鹿市立公民館長等の任命について」をお諮りしま

す。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市立公民館長等の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼地域協働課長) それでは私からは、議案第 2125 号「鈴鹿市立公民館長等の任命」につきまして、説明申し上げます。資料の 49 ページを御覧ください。今回、任命について御審議をお願いいたしますのは、市内 10 館の単独公民館の館長及びふれあいセンターの館長の計 11 館の館長でございます。公民館長等の任命につきましては、例年、あらかじめ地元の各機関、関係団体などの代表者で構成されます、公民館運営委員会等から推薦をいただいております。任期につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間としております。今回は 11 名の館長のうち 9 名が継続となっており、白子公民館、神戸公民館の 2 施設の館長が新任となります。私からの説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2125 号「鈴鹿市立公民館長等の任命について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2125 号を原案のとおり承認いたします。
それでは、次に、議案第 2126 号「文化財の指定について」をお諮りします。

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市文化財保護条例第 1 条の規定に基づき鈴鹿市の文化財として指定するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 13 号の規定により、この議案を提出いたします。

(文化財課長) 議案第 2126 号「文化財の指定」について説明申し上げます。司馬江漢（1747-1818）は、大黒屋光太夫と同時代に活躍した人物です。平賀源内の影響を受け洋風画を志し、大槻玄沢の協力のもと銅版画の技術を習得、天明 3 年には、日本最初の腐食銅版画（エッチング）を制作しました。天明 8 年頃からは油彩画を描きはじめ、寛政年間を中心に、西洋の手法を取り入れた油彩による日本風景図を相次いで世に出しました。今回、指定候補としてあげさせていただいた「二見浦図」は、鈴鹿市神戸の神館飯野高市本多神社に奉納されたもので、江漢の油彩画の最初期の作品であることが、調査により判明したものです。その理由は、天明 7 年頃から一定期間使用されているローマ字式オラン

ダ文字の題記と款記「日本創工」の併用、細い墨線を重ねて表現する波や岩は、寛政年間の油彩画作品より天明7年頃の銅版画作品と近い表現であること、初期の作品とされる紙本油彩作品のひとつであることなどからで、周辺資料から神戸藩主との関係も判明し、長崎遊学中あるいは帰国直後の作品とほぼ限定できることから、江漢の油彩画作品中最初期の希少な作品と評価されました。また、本作は明治11年に額の修理を行っていますが、作品自身に手は入っていないこと、旧額を生かすかたちで新しい額が取り付けられ、奉納時の元装をとどめていることなども評価されます。日本の西洋風絵画の先駆けである司馬江漢の最初期の作品として、市指定有形文化財にすべきとの答申を文化財調査会からいただきました。以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2126号「文化財の指定について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2126号を原案のとおり承認いたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項1番目の「学校再編準備委員会について」をお願いいたします。

(参事兼教育政策課長) それでは、教育政策課から報告事項の1番目「学校再編準備委員会について」につきまして、報告いたします。まず、これまでの取組経緯でございますが、令和5年12月18日に開催されました教育委員会定例会及び翌12月19日に庁内の意思決定機関に当たります行政経営会議において承認され、「天栄中学校区における学校再編計画」を策定させていただきました。この再編計画では、2つの学校再編を示しております。1つ目の再編は、天栄中学校区の4つの小学校と天栄中学校を再編し、令和14年度を目途に「義務教育学校」の開校を目指すというもので、2つ目の再編は、「義務教育学校」の設置までの期間に複式学級の発生が見込まれる合川小学校、天名小学校の2校に、郡山小学校を加えた3校で再編を行い、令和8年4月に現在の郡山小学校の校舎を活用して、「新たな小学校」を開校するというものでございます。報告事項の1ページ【資料1】「令和6年 天栄中学校区における取組状況」を御覧ください。令和6年1月以降の天栄中学校区の学校再編に関する取組をまとめたものでございます。1月5日には、合川、天名、栄、稲生地区の自治会長を対象にした再編計画説明会に開催をはじめとして、校長会や「新たな小学校」の開校に関わる小学校のPTA役員や、自治会役員の皆様へ学校再編の内容を説明してまいりました。併せて、学校再編計画の策定に関することや、今後の準備の進め方などを「教育委員会からのお知らせ」としてまとめ、広報すずか1月20日号に合わせて、合川、天名、栄地区へ配付、回覧のほか学校経由で保護者へ配付させていただきました。また、スクールバスの運行に向けて通学の現状や、

スクールバスへのニーズなどを把握させていただくことを目的に、1月30日から2月14日までの期間、合川小学校、天名小学校に通う児童の保護者と、両地区にお住まいの未就学の子を持つ保護者を対象にアンケート調査を実施いたしました。2月に入りましてからは、令和6年4月に設置予定の「学校再編準備委員会」の概要や委員の選出依頼のため、各小学校のPTA、各地区の自治会等の会合にお伺いし、役員の皆様に説明をさせていただきました。

次に、2ページを御覧ください。【資料2】「学校再編準備委員会体制イメージ」を御覧ください。この準備委員会は、令和8年4月に予定している「新たな小学校」開校に向けて保護者代表や地域代表、学校代表から構成される委員の皆さんにより、様々な課題について、検討などを行っていただくものとなります。委員の選出につきましては、現在、各PTAや自治会の役員の皆様をお願いして進めていただいているところでございます。再編計画では、「新たな小学校」開校に向けた検討項目として11項目を挙げておりますが、その内容は多岐にわたることから、適切かつ迅速に進めるため、代表者会議のほかに、5つの専門部会を設置いたします。資料左上の「総務部会」では、「新たな小学校」の設置に伴う校名や校歌、校章の検討や、開校式、閉校となる小学校の閉校式等の検討を行っていただきます。「PTA部会」につきましては、保護者や学校が主体となっただき、PTA組織についてや、児童が使用する学用品等について、検討を行っていただきます。「通学・安全部会」につきましては、今回の学校再編に伴うスクールバスの導入について検討を行っていただきます。なお、通学につきましては、「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」では、小学校の徒歩での通学距離は、おおむね4キロメートル以内、通学時間はおおむね1時間以内としておりますが、合川、天名小学校の児童にとりましては、通学路が変更となることから児童の安全面や、身体的な負担が大きくなるように配慮する必要があります。そこで、今年度、スクールバス導入対象地域の選定の考え方を整理し、車両台数や運行方法などについて調査研究事業を進めております。準備委員会においては、今年度の調査研究事業の結果を踏まえ、具体的な運行ルートや、乗降場所、出発時間などの検討を行い、併せて、乗降場所までの危険箇所などの確認とその対応について取り組んでいきたいと考えております。資料右上を御覧ください。「学校運営部会」につきましては、各学校と教育委員会において、カリキュラムの編成、先進的な教育の実践、開校前からの児童の交流などの検討を行います。「跡施設利用検討部会」につきましては、地域の意向を把握し、全国の活用事例なども参考に、サウンディング型市場調査など民間活用の可能性も探りつつ、市長部局とも連携を図りながら話し合っていきたいと考えております。これら5つの専門部会での検討内容を踏まえ資料中央部にございます代表者会議では、各委員の意見聴取や整理などをしていただき、教育委員会に御報告をいただく流れとしております。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。【資料3】は3月発行の「教育委員会からのお知らせ」でございます。学校再編準備委員会の設置についてや「再編計画」策定後の取組について説明する内容となっており、「広報すずか」3月20日号に合わせて配付させていただきました。今後は、準備委員会からの報告内容を踏まえ、市長部局と協議・調整を図りながら、適宜、市議会にも説明や提案を行い、「新たな小学校」の開校に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項2番目の「令和7年鈴鹿市二十歳のつどいについて」をお願いいたします。

(参事兼文化振興課長) それでは、私からは報告事項の2番目「令和7年鈴鹿市二十歳のつどい」につきまして、説明申し上げます。5ページを御覧ください。まず、1月7日に開催しました「鈴鹿市二十歳のつどい」におきましては、御多忙の中、御臨席をいただき、誠にありがとうございました。無事に式典を終えることができ、感謝を申し上げます。今年度同様、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする20歳の方を、市を挙げて祝い励ます目的で二十歳のつどいを開催します。来年度も会場は、イスのサンケイホール鈴鹿（鈴鹿市民会館）です。開催日時は、令和7年1月12日（日）午後2時から3時までを予定しております。なお、対象者及び関係者の皆様に速やかにお知らせすべく、3月20日号の広報で周知させていただいておりますので、少し前後いたしました但御報告をさせていただいた次第でございます。以上でございます。

(松蔭委員) 今年参加させていただいた感想として、過去に何回か参加させていただいたのですけれども、特に今年は新成人の方が会場内に入られていたという印象が強いです。何かそこに仕掛けたものとか、要因というのは、感じられるものもありますでしょうか。

(参事兼文化振興課長) 1つは会場が変わったということもあろうかと思います。内容につきましては、プロジェクションマッピングですね。もう1つは、外で一生懸命呼び込みもさせていただきました。呼び込みは例年させていただいているのですけれども、特に今年の場合は、皆さんが素直に入っていただけたと思います。会場は満席で、皆様に良かったとおっしゃっていただいたので、もっともっと声かけをしていけば、会場に入っただけなのではないかということを今回気づかせていただきました。

(松蔭委員) ここにみえる皆様も、外で寒い中、頑張っていたことを理解しておりますので、ぜひ、来年度もたくさんの皆さんが一体感が感じられるような、そんなの集いが開催されるといいなと感じましたので、よろしくお願いします。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項3番目の「鈴鹿市文化財保存活用地域計画（素案）について」をお願いいたします。

(文化財課長) 続きまして、報告事項3番目「鈴鹿市文化財保存活用地域計画作成」について、説明申し上げます。この計画は、鈴鹿市に存在する文化財を指定・未指定に関わらず把握し、保存活用するためのもので、文化財保護法第183条の3に、市町村の教育委員会が作成し、文化庁長官の認定を申請できるものと定めがあります。計画の作成は、

令和2年度から開始をし、令和3年度に市民へのアンケートを実施し、進めてまいりました。その際の部長連絡会議におきましては、令和5年度に計画を作成することとしていましたが、総合計画2031との整合を図るため、令和6年度に文化庁の認定を受け、同年度から8年間の計画期間としました。計画の効果としましては、地域住民の関心を高めることや、適正な保存・活用だけでなく、文化庁の補助金に関しての採択の優先なども見込めます。県内では、明和町・伊賀市・四日市市がすでに国の認定を受けており、4番目の認定を目指すものです。

次に計画の素案を御覧ください。まず第1章では、計画作成の背景や目的、また位置づけ、期間などを示し、作成にあたっての協議会委員などもここに入れています。次に、第2章の、「鈴鹿市の概要」につきましては、各課の計画や資料等からの抜粋を、「歴史的背景」では鈴鹿市史を参考に作成しております。第3章の鈴鹿市の文化財では、まず、国・県・市の指定文化財と登録文化財をあげて、次に「未指定文化財」の件数を記載しております。第4章「鈴鹿市の歴史文化の特徴」は、その特徴を50ページの「有力者たちが遺した歴史文化」など、4つの特徴に分け、地域的な区分とあわせて分類したものです。第5章「鈴鹿市の関連文化財群」につきましては、伊勢国府跡や伊勢国分寺跡を含む「古代・伊勢国の中心地」をはじめ4つの文化財群を設定し、それぞれの関連する文化財を区分しました。「保存・活用の基本方針と課題」ですが、総合計画2031をもとに、まなぶ・「文化財から学びます」つなぐ・「文化財を受け継ぎます」おこす・「文化財で地域を盛り上げます」の3つの基本方針としました。「保存・活用に関する取組」は、第6章と第5章に対応した取組を記載しています。

最後の第8章「推進体制」は、文化スポーツ部文化財課の体制として市役所内において、文化財を保存・活用するなかで関連してくる各所属や協力いただいている各団体などが記載してあります。なお、この素案までに、三重県社会教育文化財保護課や文化庁に途中の案を確認していただき、変更すべき点や追加すべき点などについて意見をいただいています。また、2月の行政経営会議において、この計画の素案について意見をいただき、修正を行っております。今後は、議会の全員協議会に提出させていただき、5月頃にパブリックコメントの実施を行い、審議会及び文化庁からの意見をいただいた後、見直し、修正等を行い、再度、教育委員会へ最終報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。そして、12月に文化庁の認定を受けるという予定であります。以上、報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 鈴鹿市文化財保存活用地域計画という名のもとに、鈴鹿市の地形や自然環境、社会的、歴史的背景など、これ一冊を読めばマニアックな情報から、今の鈴鹿市のこと、将来のことをすべて網羅できるようなすばらしい資料だなと思い、非常に感銘を受けました。鈴鹿市に観光に来られた方、小学校、中学校の児童生徒も含め、この冊子は、すごく勉強になる資料だと思うのですけれども、この資料は、ホームページなどから見られるような媒体になるのでしょうか。

(文化財課長) 市のホームページの方で見られるようにする予定であります。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。

(教育長) 「令和6年4月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和6年4月定例会でございますが、令和6年4月23日(火)午後2時から鈴鹿市役所11階教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、令和6年4月教育委員会定例会を令和6年4月23日(火)午後2時から鈴鹿市役所11階教育委員会室において開催することにいたします。

(教育長) 以上をもちまして、令和6年3月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

3月教育委員会定例会終了 午後4時34分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 笠井 智佳